

豊岡市上下水道部水道課公式SNS運用基準

1 趣旨

この基準は、SNSを利用した行政情報の提供を目的として本市水道課が開設する水道課公式SNSの適正かつ円滑な運用を図るため、必要な事項を定める。

2 運用の目的

SNSがもつ拡散性、即時性を生かし、水道課に関するイベント情報、水道工事の情報並びに災害・事故等の緊急情報を発信し、水道使用者に安全・安心な水道の提供に資することを目的とする。

3 運用SNS、アカウント

(1) Twitter

① アカウント名：豊岡市水道課

② ID：@toyooka_switter

(2) Instagram

① アカウント名：豊岡市水道課

② ID：@toyooka_suinstagram

4 運用者（所属課）

豊岡市上下水道部水道課

5 運用管理

水道課公式SNSの管理者は水道課長とし、運用者は水道課職員とする。

6 利用開始手続き

豊岡市は、当アカウントを利用するものに対し、別に定める「豊岡市上下水道部水道課公式SNS利用規約（以下「利用規約」という。）」への同意を求めるものとする。

7 アカウント運用者の明示

なりすましによる誤情報を防ぐため、運営主体として水道課公式SNSのアカウント名を、豊岡市ホームページに明示する。

8 情報発信の内容

- (1) 水道事業に関するお知らせ
- (2) 災害・事故情報
- (3) 前号に掲げるもののほか、豊岡市が適当と認めるもの

9 投稿する時間帯

市役所開庁日の午前8時30分から午後5時までとする。ただし、それ以外でも、必要性、緊急性が認められる場合は投稿できるものとする。

10 運用方法

- (1) 豊岡市からの情報発信を原則とし、他のSNSアカウントのフォローや投稿に対する反応等の操作は行わない。また、当アカウントの発信に対する返信に対しても原則として回答しない。ただし、国の機関、地方公共団体又は公共性の高い団体、市の関連事業などで特に管理者が必要と認めたときには、これらを行う場合がある。
- (2) 行政施策への意見・要望などについてSNSでは受け付けない。

11 禁止事項

次に掲げる情報発信は禁止する。また、利用者による当アカウントに対する返信、メッセージ等について、その内容が利用規約に定める禁止行為に該当すると判断した場合には、断りなくアカウントのブロック、当アカウントの発信内容の全部又は一部を削除、一時的に発信内容を非公開とすることがある。

- (1) 法令等に違反し、又はその恐れのある内容
- (2) 公の秩序又は善良の風俗に反する内容
- (3) 政治、宗教活動を目的する内容
- (4) 特定の個人、企業、地域等を誹謗中傷する内容
- (5) 他者の人権を侵害する恐れのある内容
- (6) 人種、思想、信条、居住、職業、性別等で差別し、又は差別を助長する内容
- (7) 本人の承諾なく個人情報を特定、開示、漏えいするなど、個人のプライバシーに関わる内容
- (8) 著作権、商標権、肖像権など豊岡市又は第三者の知的所有権を侵害する恐れのあるもの
- (9) 広告、宣伝、勧誘、営業活動など、営利を目的とするもの
- (10) その他豊岡市が不適切と判断する内容

12 個人情報

豊岡市は、個人情報について、「豊岡市個人情報保護条例」及び「豊岡市上下水道部の所管に係る豊岡市個人情報保護条例施行規程」に基づき、適切に管理するものとする。